

## [事案 24-128] 死亡保険金支払請求

・平成 25 年 1 月 30 日 裁定打切り

### <事案の概要>

契約後 3 年以内の自殺にあたるとして死亡保険金が支払われなかったことを不服とし、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 1 月に加入（責任開始は平成 20 年 12 月）した低解約返戻金型終身保険について、平成 23 年 7 月に被保険者が死亡したため保険金を請求したところ、責任開始期の属する日から起算して 3 年以内の自殺であるとして支払われなかった。以下のとおり、被保険者の自殺は「妄想を伴ううつ病」を原因としたものであるため、支払免責事由には当たらず、不支払の決定は不当であるため、死亡保険金の支払いを求める。

- (1) 被保険者は平成 22 年 11 月から妄想を伴ううつ病のために約 40 日間入院していた。
- (2) 海外在住の娘と孫に会えば、うつ病も改善されるかと思いき、平成 23 年 7 月に海外へ渡航したが、復路の飛行機への搭乗前に妄想がひどくなった。
- (3) 被保険者の自殺は、帰国後の娘や孫に会えない寂しさとうつ病の再発によるものであり、自らの意思で周到に計画したものではない。

### <保険会社の主張>

下記の事実および主治医の見解などから、精神障害が被保険者の自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱させた結果、被保険者が自殺行為に及んだものとは認められないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者が精神疾患により約 40 日間入院していたことは認められるが、退院後、妄想症等を発症したことを窺わせる具体的な事情は見当たらない。
- (2) 入院中、不安があるとの訴えがあったが、自殺企図と自殺願望はなく、判断能力の欠如を窺わせるような異常行動は見受けられない。
- (3) 自殺態様が、第三者や家人に発見されにくい場所で首を吊るといったものであった。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、本件は指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にて理由を明らかにして裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 死体検案書から、被保険者が首を吊ることにより自殺をしたことは明らかである。
- (2) 判例・学説上、自殺免責規定における「自殺」とは、被保険者が自己の生命を絶つことを意識し、これを目的としてその生命を絶つことをいい、被保険者に精神疾患による精神障害が生じている場合など、自由な意思決定をなしえない状況の下になされた動作に起因する死亡は、ここにいう「自殺」には含まれないと解されている。

しかし、精神疾患に罹患している者全てが精神疾患を原因として自殺するわけではなく、被保険者の自殺行為が精神障害中の自殺として、自殺免責規定における「自殺」に該当しないと認められるためには、精神障害が被保険者の自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱させた結果自殺行為に及んだものである、と判断できることが必要であるとされている。

- (3) 被保険者が約 40 日間入院したこと、退院の後も平成 23 年 6 月まで通院していたことは証拠上明らかであり、海外渡航中に症状が悪化し、配偶者同伴での帰国および早急な外来受診の必要性があったと診断されていたことも認められる。
- (4) 一方で、被保険者が自殺時にうつ病に罹患しており、かかる疾病が申立人の自殺を惹起した可能性は認められるものの、以下の事実から、かかる疾患が存在することによって、直ちに、被保険者に自由な意思決定能力が欠けていたか、あるいは著しく減弱していたと認定することはできない。
- ① 帰国後、被保険者が自殺行為に及ぶまでに、妄想があったとの具体的な証拠の提出はない。
  - ② 自殺態様が首を吊るというものであり、飛び降り等の突発的衝動的な手段ではない。
  - ③ 主治医の事情聴取記録として、被保険者の帰国後に診察をしていないので、精神疾患を起因とした事故か否かと問われても詳細は不明としか答えられない、との記載がある。
- (5) この点を判断するには、被保険者のうつ病の程度、被保険者の本来の性格、自殺に至る言動や精神状態、自殺行為の態様、他の動機の有無等を総合的に勘案しなければならず、そのためには、診療記録の取り寄せ、担当医師や被保険者の周囲の人物からの事情聴取、専門医師の鑑定等が必要となるところ、裁判外紛争処理機関である当審査会は証人尋問や第三者に記録の提出を求める権限がなく、専門家に医学鑑定を嘱託する手続も有していないことから、公正かつ適正な判断を行うためには、本件は裁判所における訴訟による解決が適当であり、当審査会において裁定を行うことは適当でないと判断する。